

平成 2 4 年 度

税制改正大綱における農林水産関係事項

平成 2 3 年 1 2 月

農 林 水 産 省

第1 農業経営の安定化

- 1 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（1KL当たり32,100円免除）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）

【検討事項】

軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討する。

- 2 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の適用期限を2年延長する。（石油石炭税）
- 3 平成24年度以降の農地に対する負担調整措置を存続する。（固定資産税・都市計画税）
- 4 農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等を創設する。（納税猶予の適用期間が10年以上、65歳未満は20年以上の場合）（贈与税・不動産取得税）
- 5 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。（石油石炭税）
- 6 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等5省庁共管】

第2 農林水産関連産業の振興

- 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造設備を新設した場合の課税標準の特例措置（3年間2分の1控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 2 公害防止関連施設（污水等処理施設）の課税標準の特例（2/3控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）

【経産省等5省庁共管】

【検討事項】

金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

1 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。

2 再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）について、課税標準を最初の3年間1/3控除とする措置を2年間講ずる。（固定資産税）

【経産省等3省庁共管】

3 試験研究を行った場合の税額の特別控除（増加型又は高水準型）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等7省庁共管】

4 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減（資本金の増加 1,000分の7→1,000分の3.5 等）について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する。（登録免許税）

(1) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記
1,000分の5（現行1,000分の3.5）

(2) 分割による法人の設立等の場合における次の登記

① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4（現行1,000分の2）

② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23（現行1,000分の12）

【経産省共管】

第4 森林・林業施策の推進

1 林業経営の継続を確保するための納税猶予制度を創設する。（森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予）（相続税）

【検討事項】

山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行う。

2 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保（再掲）

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。

- 3 山林所得に係る森林計画特別控除（20％）について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。（所得税）
 - (1) 森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。
 - (2) 山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10％（現行：一律20％）に引き下げる。（注）改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講ずる。
- 4 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（1KL当たり32,100円免除）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）（再掲）
- 5 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。（石油石炭税）（再掲）
- 6 「森林施業計画」の名称を「森林経営計画」に改める森林法の一部改正に伴う所要の措置を行う。（複数税目）

第5 水産施策の推進

- 1 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（1KL当たり32,100円免除）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）（再掲）
- 2 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の適用期限を2年延長する。（石油石炭税）（再掲）
- 3 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。（石油石炭税）（再掲）

〔期限の到来等をもって廃止となるもの〕

- 1 旧自作農創設特別措置法等の規定に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等の非課税措置（登録免許税）
- 2 廃棄物再生処理設備（食品循環資源再生処理装置）の固定資産税の課税標準の特例措置（3年間、1／5控除）（固定資産税）